

鴨川条例規制条項の施行状況について

平成20年8月29日

1 監視・指導の状況

◆ 規制条項に係る監視、指導状況 (件)

	指 導 状 況						
	バーベキュー			バイク 乗 入	花火	放置自転車	
	禁止区域		禁 止			移動 台数	返還 台数
	出町	柘野	区域外				
4月5日(土) ～8月17日(日)	9	68	142	834	90	787	288

- ◎ 禁止区域内のバーベキューについては、多くの人に周知されている。
- ◎ 打ち上げ花火等については、府警の協力も得ながら夜間巡視を行っているが、1日当たりの指導件数は少なく、昨年と比べ相当減少していると思われる。
- ◎ 引き続き啓発や夜間の巡視を継続する。

2 啓発活動

引き続きチラシ配布や広報媒体を利用した広報活動を行い、鴨川条例の趣旨・内容について、啓発を行うこととしている。

【これまでの啓発】

街頭啓発、啓発パレード、新聞広告、府広報（「旬感☆きょうと府」、「月イチ☆きょうと府」、「α-station」、「府民だより」）、ポスター・ちらし配布

3 参 考

◆ 鴨川の利用状況（平成20年8月20日（水）） (人)

	計	ジョギング 散歩等	スポーツ	休憩 (ベンチ)	シート テーブル	その他 (音楽等)
	(1383)	(834)	(89)	(261)	(78)	(121)
賀茂大橋上流	350	151	21	87	25	66
賀茂大橋 ～五条大橋	(1706) 526	(950) 241	(203) 93	(325) 138	(164) 0	(64) 54
五条大橋 ～桂川合流	(375) —	(292) —	(332) —	(13) —	(19) —	(11) —
合 計	(3464) 876	(2076) 392	(332) 114	(599) 225	(261) 25	(196) 120

※ 上段（ ）は4/26（土）の利用状況